

クマゲラ生息森林の取扱い方針

1 目的

近年、森林の有する公益的機能の発揮への期待が高まる中で、生物多様性保全の観点から、野生生物の生息・生育環境の保全に対する要求が強まっている。このような状況を踏まえ、北海道森林管理局においては、これまで、国内希少野生動植物種に指定されているシマフクロウについて、その保護のための森林の取扱いに関する方針を定めたところである。

北海道においては、その全域にわたり天然記念物に指定されているクマゲラが生息しているが、こうした大型のキツツキ類は、営巣や採餌のために樹木に開けた穴を多くの樹洞性動物が利用するなど、生態系の要石の位置にある種（キーストーン種）であるとされており、保護を求める声が強い。

このため、クマゲラの保護を目的として、その取扱いについて、以下のとおり方針を定めるものである。

2 保護区域等の設定

営巣木保護区域及び緩衝区域等の設定は次のとおりとする。

(1) 営巣木保護区域

ア 設定目的

- ① クマゲラの繁殖活動を保護するため。
- ② 営巣木周辺の生息環境の保全を図るため。
- ③ 必要に応じて繁殖期などに立ち入りを規制するため。

イ 設定範囲

営巣木を中心としたおおむね半径50m以内の区域。

(2) 緩衝区域

ア 設定目的

営巣木保護区域に施業による影響が及ばないようにするため。

イ 設定範囲

営巣木を中心としたおおむね半径500m以内の区域とし、林小班界、尾根、沢等の天然界を目安とする。

(3) その他の区域

ア 設定目的

保護区域及び緩衝区域以外における採餌源、営巣候補木等の保残を図るため。

イ 設定範囲

クマゲラの行動圏として営巣木からおおむね1,000m以内の区域とし、林小班界、尾根、沢等の天然界を目安とする。

3 営巣木保護区域、緩衝区域等における森林施業の取扱い原則として以下のとおりとする。

(1) 営巣木保護区域

- ① 営巣木の伐採は行わない。
- ② 営巣木周辺におけるクマゲラの生息環境の変化を避けるため、間伐又は弱度の択伐以外の伐採は行わない。
また伐採を行う場合でも、営巣候補木及び採餌木については保残する。
- ③ 採餌源の保存を図るため、伐採、保育等の作業時に当たっては、作業の安全を確保する上で、特に支障のない限り、採餌木となる立木（枯木を含む。）や倒木は、極力、林内にとどめ置く。
- ④ 産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は、立ち入りを控えるとともに、極力騒音や振動の発生防止に努める。
- ⑤ ねぐら木として利用されている立木等があれば、その保存に努める。

(2) 緩衝区域

- ① 樹木の伐採は択伐及び間伐を原則とする。皆伐を行うことが必要な場合には、伐区面積は5ha以下とし、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐区を設定しない。
- ② 緩衝区域全体で数本を目安として営巣候補木の保存に努める。
- ③ 伐採、保育等の作業時に当たっては、作業の安全を確保する上で、特に支障のない限り、採餌木となる立木（枯損木を含む）や倒木は、極力、林内にとどめ置く。
- ④ 緩衝区域全体で数本を目安としてねぐら木の保存に努める。

(3) その他の区域

クマゲラの1つがいの行動圏（360ha程度）から、営巣保護区域及び緩衝区域を除いた区域（営巣木からおおむね1,000m以内）は、主として採餌区域となるほか、営巣候補地でもあることから、区域内の森林施業に当たっては、営巣木保護区域及び緩衝区域に準じて営巣候補木及び採餌木（枯損木や倒木も含む）の保存に努める。

4 採餌木周辺の森林施業

新しい採餌掘跡の見られる採餌木の周辺においては、樹木内部の腐朽が進み、クマゲラの餌となるアリが多数生息している枯損木や倒木等の保存に努める。

5 営巣木が発見されない場合の生息区域内の森林施業

クマゲラの個体の存在は確認されるものの営巣木が確認されない場合については、次の点に配慮して森林施業を行う。

- ① クマゲラの生息環境の大きな変化を避けるため、伐区の面積が5ha以上となるような皆伐は行わない。
- ② 択伐又は間伐を行う場合であっても、営巣木、ねぐら木となる可能性の高い立木や採餌木となる可能性の高い立木の保存に努める。

- ③ 枯損木や倒木も採餌木として利用され得ることから、森林施業に支障のない範囲内で極力保残に努める。

6 一般入林者に対する対応

(非公表)

7 入林者の安全確保

国有林野には、管理経営のための入林はもとより、「レクリエーションの森」への入林等の不特定多数による入林があり、また、クマゲラの営巣木、採餌木等は枯損木が多いことから、クマゲラの保護と入林者の安全確保との調整が重要である。

このため、林道や歩道の周辺に枯損木がある場合には、風倒等による入林者への危険を防ぐため、伐倒処理や立入規制を行うこととするが、伐倒に当たっては、周辺にある採餌木、営巣木等の候補となる枯損木の配置を十分に考慮するとともに、伐倒木は採餌源として現地にとどめて置く。

また、キノコ狩り、山菜採りの入林が極めて集中する地域では、森林内に枯損木が多く、倒れてくる危険があることを、地元への周知や林道入口等に看板等を設置するなど、注意喚起に努める。

(非公表)

8 その他

- ① 土木工事についても、原則として3、4及び5の森林施業と同様の取扱を行う。

②

(非公表)

- ③ クマゲラが営巣中の営巣木が確認された場合には、速やかに森林管理局に報告する。
- ④ クマゲラの生息状況、営巣木、採餌木等の状況については、その周辺で森林施業を実施する際にあわせて把握するなど、情報の蓄積に努める。
- ⑤ 蓄積された資料の取扱いについては、クマゲラの保護の観点から、その開示を制限するなど十分配慮する。
- ⑥ 森林施業上の問題が発生した場合は、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。

別紙 1

(非公表)